

水質汚濁防止法が改正されました！

目的

有害物質による地下水の汚染の未然防止

対象施設

○ 有害物質を使用する特定施設

○ 有害物質を貯蔵する施設

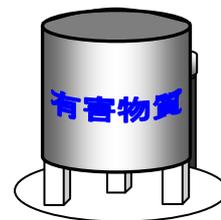
※ 「有害物質」：水質汚濁防止法第2条第2項第1号で決められている物質のことです。

※ 「特定施設」：水質汚濁防止法第2条第2項で決められている施設のことです。

※ 有害物質をいれたドラム缶、一斗缶を保管する倉庫は該当しません。

§ 参考：有害物質（28物質） §（平成24年6月現在）

カドミウム及びその化合物、シアン化合物、有機燐化合物、鉛及びその化合物、六価クロム化合物、砒素及びその化合物、水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物、P C B、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン及びその化合物、ほう素及びその化合物、ふっ素及びその化合物、アンモニア・アンモニウム化合物・亜硝酸化合物及び硝酸化合物、塩化ビニルモノマー、1,4-ジオキサン



主な内容

1 施設設置時の届出義務の創設※

○ 対象施設を設置する場合、事前に届出が必要となります。

○ 現在、既に設置されている対象施設については、6月1日から30日までの間に使用届の提出が必要です。

※ 公共用水域に排水している事業場に設置されている特定施設で、既に水質汚濁防止法に基づき届出されているものについては、今回の使用届出の提出対象となりません。

2 構造等基準の遵守義務の創設

対象施設について、構造、設備、使用方法等に関する基準が設けられます。

※ 既設施設については、原則3年間基準適用が猶予されます。

3 定期点検の義務の創設

対象施設について、定期的にその施設の構造等を点検し、その点検結果の記録・保存が義務付けられます。

※ 既設施設も適用されます。

適用開始日

平成24年6月1日

法改正に関する情報は、広島県ホームページの次のアドレスに掲載しています。
<http://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/eco/e-e4-kaisei-h23kaisei.html>

※ 平成23年4月施行の法改正(排出水の測定に関する改正・事故時の措置の拡大等)とは別の法改正ですので、ご注意ください。

【問い合わせ先】

お問い合わせは、対象施設を設置している事業場を管轄している各事務所又は広島県環境保全課まで。
なお、広島市、呉市及び福山市については、各市担当課にお問い合わせください。

管轄区域等	問い合わせ先	電話番号(代表)
大竹市, 廿日市市	西部厚生環境事務所 環境管理課	0829-32-1181
安芸高田市, 安芸太田町, 北広島町, 府中町, 海田町, 熊野町, 坂町	西部厚生環境事務所広島支所 衛生環境課	082-228-2111
江田島市	西部厚生環境事務所呉支所 衛生環境課	0823-22-5400
竹原市, 東広島市, 大崎上島町	西部東厚生環境事務所 環境管理課	082-422-6911
三原市, 尾道市, 世羅町	東部厚生環境事務所 環境管理課	0848-25-2011
府中市, 神石高原町	東部厚生環境事務所福山支所 衛生環境課	084-921-1311
三次市, 庄原市	北部厚生環境事務所環境管理課	0824-63-5181
	広島県 環境県民局 環境保全課	082-513-2918
広島市	広島市 環境局 環境保全課	082-504-2188
呉市	呉市 環境部 環境管理課	0823-25-3551
福山市	福山市 経済環境局 環境部 環境保全課	084-928-1072